

令和8年度南陽市野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和8年度南陽市野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ツキノワグマをはじめとする野生鳥獣の市街地等への出没抑制を図ることを目的に、自治会が行う緩衝帯の整備及び自治会又は個人が行う不要果樹の伐採に対し、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則(昭和42年規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(自治会、町内会、町会、部落会、隣組、区会、区、地区代表、大字代表、公民館組織等)をいう。
- (2) 不要果樹 最寄りの住家からの水平距離が200メートル以内の範囲にあり、野生鳥獣を誘引するおそれのある、その所有者、地域の団体等が利用していない柿樹、くり樹その他市長が認める果樹(いずれも耕作放棄地の果樹を除く。)をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 鳥獣緩衝帯整備支援事業 鳥獣の移動経路や潜み場となる藪や雑木林を整備し、鳥獣緩衝帯とする事業
- (2) 不要果樹伐採支援事業 鳥獣を誘引する可能性のある不要果樹を伐採する事業
(事業実施主体、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 前条に掲げるそれぞれの事業の実施主体、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表1に定めるところによる。

(補助の要件)

第5条 第3条に掲げる事業は、別表2に定める補助要件に該当するものでなければならない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に次に掲げる書類を市長に提出するものとし、その提出期限は令和8年12月25日とする。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 鳥獣緩衝帯の整備後3年以上継続して維持管理できる体制がある場合は、維持管理体制に関する書類（様式第3号）

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、南陽市野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金（変更）計画承認及び交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を伴う変更
- (2) 計画の新設、中止又は廃止

2 規則第7条第1項第1号の規定により市長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第5号）に事業計画書（様式第2号）を添付して、市長に提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について市長の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事業遂行状況報告書（様式第7号）を提出し、市長の指示を受けなければならない。

(事業の着手)

第9条 本事業の着手は、原則として規則第6条第1項による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金交付決定前に本事業に着手する必要がある場合は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届出書（様式第8号）を提出し、市長の指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（様式第9号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年1月29日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類
（補助金の支払）

第11条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により、補助金の交付を受けたときは、補助金を返還させることができる。

（帳簿等の保管）

第13条 規則第22条の規定による帳簿及び証拠書類は、事業終了後の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第14条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 1

| 区分 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|-------------|---------|--|--|
| 鳥獣緩衝帯整備支援事業 | 自治会 | それぞれの事業の実施に直接必要な次の経費 1 作業に用いる機械等の賃借料、消耗品及び燃料費 2 作業を行った者への日当等 3 刈り払った草や伐採した樹木の処分に係る経費 4 作業を委託した場合の委託料 | 5万円を上限とする定額 ※鳥獣緩衝帯の整備後3年以上継続して維持管理できる体制がある場合は15万円を上限とする定額 |
| 不要果樹伐採支援事業 | 自治会又は個人 | 5 前各号に掲げる経費のほか、市長が特に認める経費 | 事業実施主体ごとに、補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は不要果樹の伐採本数に4万円を乗じて得た額のいずれか低い額 |

別表 2 補助要件

| | |
|-------------|---|
| 鳥獣緩衝帯整備支援事業 | 鳥獣緩衝帯整備に係る土地所有者の合意があること。 |
| | 15万円を上限とする補助を受ける場合、鳥獣緩衝帯の整備後3年以上継続して維持管理できる体制があること。 |
| 不要果樹伐採支援事業 | 伐採する市内の不要果樹の所有者の合意があること。 |